

答 申 書
(答 申 第 306 号)
令和2年(2020年)7月3日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、開示請求に係る「警察安全相談受理カード」のうち、審査請求のあった部分について、訂正しなかったことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る訂正請求について

本件諮問事案に係る訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第28条第1項の規定により、令和元年5月24日付け道本相（企）第30号で審査請求人（以下「請求人」という。）が開示を受けた「開示請求者に係る「警察安全相談受理カード」（平成〇年〇月〇日 〇〇警察署受理）」（以下「本件個人情報」という。）に係る事実には誤りがあると認め、請求人からなされたものであり、その内容は、別紙1に掲げる訂正請求1ないし訂正請求4のとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件訂正請求の内容のうち、訂正請求3については、条例第30条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するが、訂正請求1、2及び4については、該当しないとして、令和元年7月30日付け道本捜1（強）第31号で個人情報の一部を訂正する個人情報訂正決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、本件処分において、実施機関が訂正をしないこととした部分の訂正を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 条例第30条の該当性について

ア 条例第28条第1項は、「何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実には誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」としており、条例の規定により開示を受けた自己に関する個人情報を訂正請求権行使の対象としている。

また、訂正請求は、氏名、住所、生年月日、学歴、職歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあるときに行われるものであって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項に対して行われるものではないと解される。

さらに、条例第29条の規定により、請求人は、開示を受けた個人情報のうち、訂正を求める内容について、実施機関に対して根拠となる書類等を提出し、又は提示して明確かつ具体的に主張しなければならない。そして、条例第30条の規定に基づき、請求を受けた実施機関が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報を訂正しなければならないが、一方、請求人から明確かつ具体的な主張及び根拠となる書類等の提出又は提示がない場合や当該書類等をもってしても請求人が訂正を求める個人情報について、事実には誤りがあるとは認められない場合には、同条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないことになる。

イ 請求人は、訂正請求1、2及び4について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 訂正請求1について

利用停止決定の理由「当初の利用目的を達成したため」とはどういうことかご教示願いたいと利用停止請求に関する申出文書を提出したから開示請求に関する申出文書ではない。〇〇行政相談委員が

申出文書の写しを保管している。

(イ) 訂正請求 2 について

行政相談委員は民間人であり、中央区役所又は北海道管区行政評価局の職員ではなく、〇〇の職員と簡略することはできない。

(ウ) 訂正請求 4 について

「北海道管区行政評価局に確認したところ、相談者の了承を得て文書廃棄している」と相談受理者から説明を受けたものの、その後、北海道管区行政評価局が「相談者の了承を得て文書を返戻したと回答した」と主張している。

ウ 実施機関は、本件個人情報について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 警察安全相談受理カードについて

警察安全相談受理カード（以下「相談カード」という。）は、北海道警察相談取扱規程（平成 13 年北海道警察本部訓令第 10 号）に基づき、道民等からの相談を受理したときに、相談の概要、処理方針、処理結果等を記録して、取扱状況を明らかにするために作成するものである。

相談カードの「相談内容」欄は、相談者の発言内容を一言一句記載する必要はなく、相談受理者が聞き取った内容から記録しておくべき事項を整理し、要約した概要を記載することで足りるものである。

また、処理方針・経過票には、受理した相談に対する幹部の処理方針のほか、担当者が相談者等に対して講じた措置状況、措置結果等が記載される。

(イ) 訂正請求 1 について

請求人が訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類（以下「事実証明書類」という。）として提出した書類は、実際に請求人が中央区役所行政相談所に提出したものと同一内容の書類であることの証明がなく、訂正を求める内容が事実と合致することを証明するものとは認められない。

また、当該書類が、実際に請求人が当該行政相談所に提出した書類と同一内容のものであるとしても、その記載内容は、主に「開示請求」に関する内容が記載されていることから、事実と誤りがあるとは認められない。

(ウ) 訂正請求 2 について

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき総務大臣が委嘱し、国の行政機関等に対する苦情の相談に応じて、申出人に必要な助言をするほか、関係行政機関に通知すること等をその職務としており、このような職務に従事する「行政相談委員」を「職員」と簡略して記載したことに誤りがあるとは認められない。

また、相談カードの利用目的は、受理した相談の取扱状況を明らかにして適切に処理することにあるところ、当該利用目的との関係において、請求人が求める内容にまで訂正をする必要性は認められない。

(エ) 訂正請求 4 について

請求人が事実証明書類として提出した書類は、北海道管区行政評価局首席行政相談官に対する請求人の申出内容が記載されているものにすぎず、訂正を求める内容が事実と合致することを証明するものとは認められない。

また、当該箇所は、相談受理者から請求人に架電して、請求人の相談内容に対する北海道管区行政評価局への確認結果について請求人に説明した内容が記載されているが、請求人は、本件審査請求書を提出する際、当該箇所について、相談受理者から説明を受けた内容自体に誤りはない旨を申し立てていたことから、事実と誤りがあるとは認められない。

エ 審査会として、本件個人情報を見分したところ、本件個人情報には、〇〇警察署に請求人が訪れた際の相談内容、要望、相談受理者の意見及び措置経過等が記載されており、条例第 28 条で規定する訂正請

求の対象となる個人情報に係る事実該当すると認められる。

また、本件個人情報が記載されている相談カードは、相談受理者が相手方から聞き取った内容の概要を記載することとされており、虚偽の内容を記載することを許容されるものではないものの、相談を適切に処理するという観点から相談受理者が自らの表現で記載すること自体は、相談対応の目的上、許容できる範囲であると言える。このような表現を選択した結果、相手方の意に沿わない表現が用いられていたとしても、それが上記相談カードの作成目的に照らして、許容できる範囲内であれば、条例第30条に基づく訂正義務が生じるものではないと言うべきである。

そこで、以下、請求人が求めている訂正請求1、2及び4について、条例第30条に基づく訂正義務が生じるのかという観点から個別に検討する。

(ア) 訂正請求1について

実施機関は、請求人が訂正請求を行う際に提出した事実証明書類は、請求人が実際に中央区役所行政相談所へ提出したものと同一であることの証明がないと主張するが、審査会として当該書類を見分けるに、同一のものではないとする特段の事情は認められない。

また、当該書類の内容は、北海道管区行政評価局が保有していた請求人の個人情報に関して、開示請求及び利用停止決定がなされた経緯並びに利用停止決定した理由について問い合わせるものであり、当該書類自体は利用停止請求に関する申出文書と表現する方がより正確であると考えられる。

しかし、相談カードの内容は、請求人が当該書類に基づいて相談をしたというものであり、相談受理者が開示請求に関する申出文書であると受け止めた可能性は否定できず、また、相談受理者が開示請求に関する申出文書と表現して記載したこと自体は、相談対応の目的上、許容できる範囲内であって、相談カードの記載内容としては明確な誤りであるとまでは言えず、訂正義務が生じるものではないと判断する。

(イ) 訂正請求2について

当該箇所は、中央区役所で行政相談に対応する行政相談委員を「職員」と記載したものである。

行政相談委員は、行政相談委員法に基づいて、総務大臣により委嘱された民間人であるため、「職員」という記載は正確ではないが、相談受理者がその果たす職責に鑑み、「職員」と表現して記載したこと自体は、相談対応の目的上、許容できる範囲内であって、相談カードの記載内容としては、訂正が必要となる明確な誤りであるとまでは言えず、訂正義務が生じるものではないと判断する。

(ウ) 訂正請求4について

当該箇所は、請求人から相談を受けて、その措置として北海道管区行政評価局へ確認した事項について、相談受理者が電話で請求人に伝えた処理の経過が記載されている。

また、請求人自身も反論書や意見書において、相談受理者から相談カードの内容のとおり説明を受けた旨を認めていることから、相談カード作成時において、記載の事実誤りに誤りが無いことが認められる。

したがって、北海道管区行政評価局が事後に発言を否定したことを根拠に訂正を求める請求人の主張を認めることはできない。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年10月3日	○ 諮問書の受理（諮問番号603） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤個人情報訂正請求書の写し、⑥個人情報訂正決定通知書の写し、⑦審査請求の概要、⑧弁明書の写し、⑨反論書の写し、⑩対象公文書の写し）の提出
令和元年10月21日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和元年11月21日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和元年12月18日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年2月5日 （第三部会）	○ 審議
令和2年3月11日 （第三部会）	○ 審議
令和2年4月17日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年6月22日 （第102回全体会）	○ 答申案審議
令和2年7月3日	○ 答申

別紙 1

1 訂正請求 1

- (1) 訂正を求める箇所
警察安全相談受理カード（その 2）
- (2) 訂正を求める内容
「開示請求」を「利用停止請求」に訂正せよ。
- (3) 訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等
平成〇年〇月〇日付け申出文書

2 訂正請求 2

- (1) 訂正を求める箇所
警察安全相談受理カード（その 2）
- (2) 訂正を求める内容
「職員」を「行政相談委員」に訂正せよ。
- (3) 訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等
委嘱された行政相談委員 111 名の氏名と担当区域

3 訂正請求 3

- (1) 訂正を求める箇所
警察安全相談受理カード（その 2）
- (2) 訂正を求める内容
「主席捜査官」を「首席行政相談官」に訂正せよ。
- (3) 訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等
行政苦情 110 番メール＝行政相談内容を供覧した文書＝総務省の HP から送信したメール（申出文書）
を所定の様式に複写したもの＝〇〇首席行政相談官が原本を廃棄した公用文書毀棄等罪の証拠

4 訂正請求 4

- (1) 訂正を求める箇所
処理方針・経過票
- (2) 訂正を求める内容
「相談者の了承を得て文書廃棄していること」を「相談者の了承を得ずに文書廃棄していること」に訂正せよ。
- (3) 訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類等
〇〇首席行政相談官が申出文書を廃棄したことに納得できなかったため、再度、平成〇年〇月〇日付けで〇〇行政相談委員に申出文書を渡し、後任の「〇〇首席行政相談官」に郵送してもらった申出文書
※道警本部刑事企画課〇〇氏に、「〇〇は、〇〇首席行政相談官が申出文書を廃棄したことに納得できなかった。〇〇は、再度、〇〇首席行政相談官に同様の申出文書を提出した。」ことを伝えた。■■警察官も相談者の了承を得てないことを知っている。